

# 滋賀県の勤労者向け融資制度

資金名	融資対象者	資金用途	融資限度額	利率	融資期間 (据置)	取扱金融機関
勤労者福祉資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②事業主または労働組合の証明が得られる方	臨時または緊急に必要な資金 ①本人または家族の療養費、分娩費、冠婚葬祭費、教育費 ②本人の転宅費 ③本人の住宅改良または補修費 ④生活に必要なと認められる耐久消費財の購入費 ⑤その他必要な出費で、知事が適当と認めたもの	100万円	2.50%	5年(2か月以内)	近畿労働金庫 滋賀みらい銀行 関西信用組合
育児・介護休業者生活資金	県内に居住または勤務する勤労者で以下のいずれにも該当する方 ①同一事業所に1年以上引き続き勤務している方 ②育児・介護休業を取得中または申請中で同一事業所に復職する予定の方 ③融資申込日において育児・介護休業終了日までの休業期間が1か月以上ある方 ④育児・介護休業の取得について事業主または労働組合の証明が得られる方	育児・介護休業期間中に必要な生活資金	100万円 (休業期間が3か月以下である場合は50万円)	1.90%	6年 (休業期間中を限度として1年以内)	近畿労働金庫 滋賀みらい銀行 関西信用組合

※(信用金庫) 京都信用金庫、滋賀中央信用金庫、長浜信用金庫、湖東信用金庫  
(信用組合) 滋賀県信用組合、京滋信用組合、滋賀県民信用組合、近畿産業信用組合

お問い合わせ先

各取扱金融機関 または 滋賀県庁 商工観光労働部 労働雇用政策課

〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL. 077-528-3751 FAX. 077-528-4873

※借入の申込は金融機関で行っていただきますので、担保・保証人等借入条件は各取扱金融機関でよくご相談ください。

# 勤 労 者 向 け 融 資 の ご 案 内

令和元年(2019年)4月1日現在



イラスト/タカノキョウコ

新人さんにも、働くお父さん、お母さんにも  
それぞれの生活に応じた、それぞれの働き方があります。  
たとえば、育児や介護をしながら働くときがあります。  
誰もが、仕事も生活も充実させることができる社会を  
目指して、滋賀県はワーク・ライフ・バランスを  
推進しています。

滋 賀 県